平成２６年（フ）第２７８号
静岡市葵区北安東４丁目28番３号　チサンマンション204号
債務者　朝原　康博
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７９号
静岡市葵区北安東４丁目28番３号　地産マンション204号
債務者　朝原　方子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２７号
静岡市葵区春日町３番地　春日団地Ｂ44、旧住所静岡市清水区有東坂６番30号　ヴェルウッド90―105
債務者　伊東　正恵
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４６号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足457番地の１
破産者　合資会社スパーク商会
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５９４号
静岡県浜松市西区舘山寺町2533番地
破産者　有限会社ベイクシヨツプピノキオ
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
静岡県浜松市東区市野町2326番地
破産者　共熱設備有限会社
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３２７号
名古屋市天白区平針南１丁目2104番地
破産者　有限会社ガーデン・ワタナベ
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３号
仙台市青葉区木町通２丁目６番51号
破産者　有限会社ヒスク設計室
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５５号
名古屋市昭和区福江２丁目９番33号
破産者　英愛システム株式会社
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５５号
大阪府松原市天美我堂２丁目361番地の１
破産者　株式会社森屋
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
堺市西区浜寺船尾町東１丁６番地９
破産者　株式会社ベストサポート
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
堺市中区東山771番地７第３吉村ビル
破産者　株式会社ニューホライズン
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
奈良県生駒市北新町５番38号
破産者　株式会社三幸テック
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
山形県新庄市沖の町６番６号
破産者　有限会社エー・ピー山形
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１１９号
東京都町田市鶴間1857番地４　サンハイム101、商業登記簿上の本店所在地相模原市南区麻溝台８丁目18番59号
破産者　有限会社プリントハウス・さがみ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４７９号
岐阜市柳森町２丁目56番地　グランパルク102号室、前住所岐阜市加納竜興町２丁目１番地　ファミール加納602号室
破産者　藤野　義信
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６３号
滋賀県長浜市西浅井町大浦1822番地
破産者　株式会社Ｍ―１サービス
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３３号
滋賀県栗東市高野字西浦319番地１
破産者　株式会社永和
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
滋賀県湖南市北山台４丁目８番地の７
破産者　有限会社パーセク
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部